# 一支の四ツ目 ・十目に関する俗信について

腮尾尚子

Superstitions on the "Yotsume" and the "Tome" of the Chinese Zodiac Calendar

はじめに

❶「四悪十悪」説の原型

❷「四悪十悪」説

③「四目十目」という名称

❶「四目十目」の迷信に対する批判

❺「四悪十悪」説と方鑑

おわりに

#### [論文要旨]

丙午・庚申などの十干十二支に関する俗信に比べ、十二支に関する俗信は、先行研 丙午・庚申などの十干十二支に関する俗信に比べ、十二支に関する俗信は、先行研 る男女の組み合わせを不吉とする俗説をとり上げ、その内容の変遷などについて述べ る男女の組み合わせを不吉とする俗説をとり上げ、その内容の変遷などについて述べ る男女の組み合わせを不吉とする俗説をとり上げ、その内容の変遷などについて述べ る男女の組み合わせを不吉とする俗説をとり上げ、その内容の変遷などについて述べ ることにする。

え得ることがわかった。「四厄重惑」・「四厄十惑」説は共に、中国の「当梁年」とい惑」と並んで「四厄十惑」という説が行われており、これも「四悪十悪」の原型と考ものであり、当時「四悪十悪」と呼ばれていたという。調査の結果、右の「四厄重ものであり、当時「四悪十悪」と呼ばれていたという。調査の結果、右の「四厄重をのである。先行論文に依れば、右の四ツ目・十目を忌む相性の説は、七ツ目を喜ぶ相性の説と吉凶一対として扱わこの四ツ目・十日を忌む相性の説は、七ツ目を喜ぶ相性の説と吉凶一対として扱わ

う俗忌の影響を受けている可能性がある。

流となり、現在までも伝わっている。は、一支につき二つずつ設けている系統である。これらのうち、後者の系統の方が主一つは、一支につき組み合わせを忌む支を一つずつ設けている系統であり、もう一つ、江戸時代の「四悪十悪」説には、調べてみると二系統が存したことがわかる。その

と結びついたことにより生じた名称である。これは、明治期以降、「四悪十悪」説で忌む「四ツ目十目」が、「夜目遠目」という諺にれは、明治期以降、「四悪十悪」説を、一般に「四目十目」の名で呼んでいる。現行の辞典類では、右の「四悪十悪」説を、一般に「四目十昌」の名で呼んでいる。

性については、今後、追究していきたい。表す方位を、その年の凶方とする説があった。この方位の説と「四悪十悪」説の関連高、江戸時代の家相者の説に、その年の支から数えて、四ツ目と十目に当たる支の

以上、本稿では、従来あまり注目されなかった俗信の輪郭について記した。

## はじめに

て考察を試みた。代の俗信の一種、「七ツ目信仰」の実態を述べ、その流行の背景につい代の俗信の一種、「七ツ目信仰」の実態を述べ、その流行の背景につい目』に関する俗信」では、現代人にはほとんど忘れ去られている江戸時『国立歴史民俗博物館研究報告』第七七集所載の拙稿「十二支の『七ツ

したことは、既に前稿で述べた通りである。

「七ツ目」とは、人の生年の十二支(本命)を起点(一ツ目)として数「七ツ目」とは、人の生年の十二支(本命)を起点(一ツ目)として数「七ツ目」とは、人の生年の十二支(本命)を起点(一ツ目)として数「七ツ目」とは、人の生年の十二支(本命)を起点(一ツ目)として数

も伝わっていることに注目したい。他に、本命が四ツ目同士及び十目同士の男女の組み合わせを凶とする説他に、本命が四ツ目同士及び十目同士に男女の組合わせを吉とする説のところで、生年の十二支と男女相性を結び付けて考える俗説としては、

四ツ目・十目・七ツ目を一括する認識のしかたが読みとれる。
斎編)には、「四目十目七つ目」という言い方が載っており、十二支の諺大全』(明治四○年六月五日発行『滑稽新聞』第一四○号附録、馬角でも少しふれたように、江戸時代の資料の中には、この四ツ目・前稿でも少しふれたように、江戸時代の資料の中には、この四ツ目・

する相性の説であることから、吉凶一対になるものとして扱われる場合とする説と、七ツ目同士を吉とする説とは、共に人の生年の支を問題とこのように、本命が四ツ目・十目同士にあたる男女の組み合わせを凶

ともと七ツ目の説とは異なる過程を経て別個に成立した説であることがは、七ツ目信仰の流行以前からすでに広く知られていたものであり、もがある。しかし、さかのぼって調べてみると、四ツ目・十目に関する説

明らかである。

四ツ目・十目に関する俗説についてのまとまった論考の形のものはほと 称で呼ばれて辞典類の見出し語にもなっているが、管見に入る限りでは 前稿で扱った七ツ目に関する俗信の輪郭がより明確になれば幸いである。 ように思われる。本稿で扱う四ツ目・十目の説と対照することによって かの支を問題とするタイプの俗信は、 ないが、その内でも、 信に比べると、十二支に関する俗信が研究書に取り上げられることは少 相性の説を取り上げ、その内容の変遷や、現在までの伝存状況などにつ んどないようである いて述べることにする。一般に、丙午・庚申など十干十二支に関する俗 現在、この四ツ目・十目に関する相性の説は、 本稿では、 前稿で詳しくふれる余裕がなかった四ツ目・十目に関する 生年の支そのものではなく、生年の支から幾ツ目 研究上とりわけ見過ごされてきた 「四目十目」という名

ておられる。 鑑 したものであり、 江戸時代中期の の迷信がまだ広く残っていたことを指摘されている。そして『三世相太 日野氏は、第二次世界大戦直後の当時、「四う目・十う目」を忌む合 について最も詳しくふれたものといえる。この「男女合性」において、 信調査協議会編、 (日野寿一担当) そのような中で、 一の文章を根拠として、四ツ目・十目を忌む相性の説は、 の第八節 「四厄重惑」説を原型としてその内容を単純化して成立 俗に 技報堂) 『日本の俗信第2 「四悪十悪」説と呼ばれていたということを述べ 「男女合性」が、 の第四章 「天文暦法に関する迷信の解明」 俗信と迷信』 四ツ目・十目に関する俗説 (昭和二七年刊、 もともとは 迷

本稿では、日野氏所引の『三世相太鑑』以外に、江戸時代を通じて各

についても考察したい。い。また辞典類の記事などをもとに、現在云う所の「四目十目」の意味い。また辞典類の記事などをもとに、現在云う所の「四目十目」の意味「四悪十悪」説がそれぞれバリエーションを持っていたことを指摘した種刊行された雑書類から採集した記事をもとにして、「四厄重惑」説・

# ❶「四悪十悪」説の原型

――「四厄重惑」説と「四厄十惑」説―

用をされている。 る書(編者、刊年などは論文中に示されていない)から、次のように引 前述のように、日野寿一氏は「男女合性」の中で、『三世相太鑑』な

○四厄重惑とは十二支の相生を言う。俗に四悪十悪とて、年よりのより。 ○四厄重惑とは十二支の中、巳・午・申・酉年生れの人にありて、その他 重惑とは十二支の中、巳・午・申・酉年生れの人にありて、その他 の年に生れたる人にはなきものなり。即ち巳と申・午と酉の二つは の年に生れたる人にはなきものなり。即ち巳と申・午と酉の二つは の年に生れたる人にはなきものなり。即ち巳と申・午と酉の二つは の年に生れたる人にはなきものなり。都ち巳と申・午と酉の二つは

したものである、ということをお断りしておく。ていない。よって、右の引用文は日野氏が引用されたものをそのまま写この『三世相太鑑』は所在不明の書であって、私は実見することができ

尚、『迷信の解剖』第十一章第十節「男女相性」においては、『三世相

がみられる。(傍点腮尾)的仮名遺で表記されている点が異なっている他、次のような字句の差異その文章を『三世相太鑑』の文章と対照してみると、ハ行の仮名が歴史見)からの引用として、右の引用文とほぼ同じ文章が紹介されている。相太鑑』ならぬ『三世相大鑑』なる書(これも所在不明のため、私は未

『三世相太鑑』

・ 四厄重惑 (冒頭)

即ち巳と申・午四う目十う目

厄なり。と酉の二つは四

『三世相大鑑』

四厄十惑 (冒頭)

『三世相太鑑』と『三世相大鑑』は、必ずしも別書と考えなくてもよいおいて微妙に字句が異なっている箇所が度々みられる。このことから、らかに同一書とみられる書から引用された文章であっても、各々の節にという疑いもわこうが、『日本の俗信第2』の「男女合性」の節と『迷という疑いもわこうが、『日本の俗信第2』の「男女合性」の節と『迷されらの差異から、あるいは『三世相太鑑』と『三世相大鑑』は別書か、

る。

ソ目・十目に関する説の成立について、次のような見解を述べておられッ目・十目に関する説の成立について、次のような見解を述べておられって、日野寿一氏は、先に引いた『三世相太鑑』の文章をもとに、四

かと思われる。

いと十う違いの男女もいけないとなつている地方もある。四う目十してはいけないと言い傳えられている。更に一段間違つて、四つ違つ違い、または十う目卽ち九つ違いの男女は性が合わないから結婚すく「四う目十う目」と變化したものである。そして四う目卽ち三すれた。それが發音の近似から「四悪十悪」と誤られ、更に分りやられた。それが發音の近似から「四悪十悪」と誤られ、更に分りやられた。それが發音の近似から「四悪十悪」と誤られ、更に分りやられた。

なる。 るが、 う目卽ち三つ違いと九つ違いならば合せて十二で十二支に關係があ 四つ違いと十違いでは合せて十四となり、 何らの意味がなく

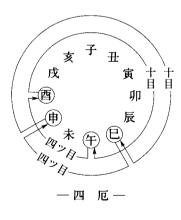
何の障りもないとする。 む 合わせ)を 起こり得る組み合わせ全十種のうち、二種(巳と申、午と酉という組み とは、『三世相太鑑』によれば、巳・申・午・酉を本命とする男女間に 重惑」という説の変型したもの、 男女の組み合わせを忌む「四悪十悪」・「四う目十う目」 このように、 というものである。 「四厄」と呼び、 『三世相太鑑』によれば、 この巳・申 残り八種を「重惑」と呼んで、それらを忌 としてとらえられる。 午 本命が四ツ目・十目に当たる 酉以外の年に生まれた者には の説は、 「四厄重惑」 一四厄

種の組み合わせのうちで二種 こ の このことは、「男女合性」の中で、次のように指摘されている。 あるから、 即ち十二支への五行配當では巳午は火、申酉は金である。火剋金で 「四厄重惑」説において、 巳午と申酉は合性でないというかと思えば、巳と申、 (「四厄」といわれるもの) のみにすぎな 四ツ目・十目と関わりがあるのは、 午 +

巳と酉、 目であるが、 になる。 と酉即ち四う目だけがいけないのであつて、 り返していつたのであろう。 故に四う目十う目は二つの事柄ではなくて、同じ事柄を繰 午と申は四厄にならないのは解釋に苦しむ。巳と申は四う 申から巳までは十う目になる。酉から午までも十う目 火と金であるに拘らず

れる。 以外の八種の組は、 つまり、 Í 四 十目と関わりのある組み合わせは、 [ツ目であると共に十目でもある、 四厄」とよばれるこの二組の支は、 巳・午・申・酉年生まれの男女の組み合わせ全十種のうち、 四ツ目・十目とは無関係である。 という特色を持っている。 巳と申、 一方から一方までを数える 午と酉の二組に限ら (下図参照 これ 四

右にいう十二支への五行配当については後述する



時代にはそれとよく似た「四厄十惑」という説が存在しており、 また「四悪十悪」 さて、 「四厄十惑」の説明を掲載している書を⑴~⑷として示す。 本稿では、 説の原型として考えられることを付け加えたい。 『三世相太鑑』の説く「四厄重惑」説以外に、 これも 江戸

に

## (1)年刊) 『永代大雑書万暦大成』 巻中より (角書 「天保新選」、 天保一三〔一八四二〕

にはなはだしきゆゑ縁談に忌恐る、なり 金酉金にて火克金火旺火金旺金となるとかれている。 なり 是ハ 順 の相克にて男より女を克するなれば前の四厄ほどにハあらい。 ぱっぱく 故に忌なり にて火克金なり 二支の相旺相克を忌事にて只四ツを嫌なり めと十ヲめを忌人あり 縁談に忌事あり 百廿 略) その余ハ忌事なし 男女相性 圖説并四厄十惑の事 又五行の外に十二支の相生相克あり 又女申男巳ハ同しく火克金にて女よりハ十ヲめなり 是を四厄といふは厄ハ厄難の義にてはなはだ悪しい。 俗にハ四悪十悪とて十二支の中自分の支より四く 是甚だ心得ちがひなり 右巳午申酉に限て忌わけは巳火午火申 相克の中にも火克金ハ殊 先女已男申は支の四ツめ 其四ツとハ巳午申酉 其中に四厄十惑とて 四厄十惑とハ十

る、ゆゑ忌なり、亦女午男酉も逆の火克金にて四厄なり ŋ ねども金火のために蕩け鈍り争ひ逆ハざるゆゑ火又金に惑った。 ない まん れの支にも四悪十悪ありとて忌避るハまどひのはなはだしきにて相続。 金と金と金旺金と旺して悪し、此外に四厄十惑ハなし、然るをいづな、 第一次の まんこうほか でく すく の良縁をあやまつ事あり 是を十惑といふ 惑とはまどふなり、されば男より女に惑ひ溺な 慎 むべし (1) 又女酉 覧 の意あ

并 四厄十惑の事」として、右とほぼ同じ文章がみえる。 明治一七年刊の『万暦大雑書三世相大全』にも、 「男女相性圖説

(2) 『女嗜日用宝』(天保一四〔一八四三〕年刊)より

世に四厄十悪とて干支の四ツ目と十ヲ目を忌ハ大なる間違なり四ょしまくらまで 相克の理にて是を忌事左のごとし 厄十惑とて干支の中にて只四を忌他には 障 なし巳午申酉なり相をいられ ○相性四厄十惑の事

旺を

女巳男申 女午男酉 女酉男午 女申男巳 火克金にてあしし 火克金にて大にあしし 火克金にてあしし 十惑と云 十惑と云 四厄といふ

女已男ヒ 女午男午 火旺火にてあしし 火旺火にてあしし 忌べし 忌べし

火克金にてあしし

四厄と云ふ

女酉男酉 金旺金にてあしし 金旺金にてあしし 忌べし

女申男申 忌べし

右縁談に深く忌べし此余に決して四厄十惑といふ事なし迷ふべからをだだ。ました。

**『女文章初雁金』** (弘化四 (一八四七) 年跋、 松暘山筆) の頭書部

(3)

四厄十惑の

順の相剋にして前の四厄よりハ軽しといへども金火のために蕩けばる。 \*\*\*こ \*\*\* 申男巳ハ火剋金にて女より十ヲめにあたる是を十惑といふされと 年の数四ッめにあたる故これを四厄といふ厄とハ厄難の事なり又女と、 火剋金となりて相剋のうちにては別て甚しきゆへ是を嫌ふもつとも 忌年たゞ四ツあり 則 巳午申酉なりこの外にいむこと更になしたと 世に四悪十悪とて、自の年より四ツめ十ヲめにあたるを縁談なとにょ。 誤 りにてこよなき 良 縁をもとり外す事あらんハ殊に歎かしけれバき\* はなししかるをいづれの干支にもありと 心 得てこれをいミ避るハ 女酉男酉ハ金と金にて金旺金となるゆへこれをいむ此外に四厄十惑 なりまた女巳男巳女午男午ハ火旺火とて火と火なれバ嫌ふ女申男申 男酉も 逆 の火剋金にて四厄なりまた女酉男午ハ順の相剋にて十惑 金また火に惑ふの意あれバ男より女に惑ひ溺るゝゆへ忌也また女午 へバ巳ハ火なり午も火なり申ハ金なり酉も金なりこの故男巳女申ハのパピハ火なり午も火なり申ハ金なり酉もなる。。 大に違へり四厄十惑なりそのゆへハた、十二支の内相旺相剋とてまた。 敷相剋なりとも何の 妨 かあらんしかるにこの四悪十悪といふハー・ だっぱんけ 分て忌その 甚 しきにいたりては親子兄弟にても同居すれハ 悪 なまけ い はなば きょ こゝに記すなり

『国宝大雑書万宝選』 (嘉永六〔一八五三〕 年刊、 柳園種春編)

Ł

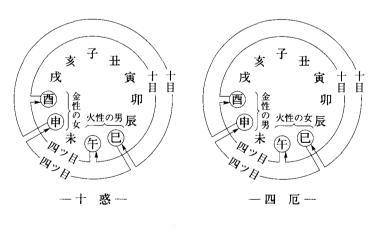
(4)

男女相生圖説并四厄十惑之事

を忌人あり是 甚 だ 心 得違ひ也四厄十惑とハ十二支の相旺相克を忌いす。 これは外 ころくきが しゃくじゃくつ に忌事有俗に四悪十悪とて十二支の中自分の支より四ツめと十ヲめ ことにて只四ツを 嫌 也其四ツとハ巳午申酉なり其余ハ忌ことなし 右巳午申酉に限つて忌わけハ巳火午火申金酉金にて火克金火旺火金% (略)又五 行 の外に十二支の相生相克有其中に四厄十惑とて縁談の こぎゃう ほん

れは次のようにまとめることができる。 以上⑴~⑷は、「四厄十惑」説についてほぼ同じ説明をしており、そ

この他、 金どうしの組み合わせがあり、これらの場合、一方がもう一方を害する と女の支の距離が四ツ目であると共に十目になっている。 組を「十惑」と呼んでいる。この 性の女が金性の男を害す二組を「四厄」、火性の男が金性の女を害す」 ことはないが、「相旺」といって性質が極端に偏り、相性がよくない。 わせといわれる。巳と申、午と酉の「火剋金」の組み合わせの内で、 女が金で男が火の場合も、 害す結果になると定められている。女が火で男が金の場合も、また逆に、 火と金の対においては、火の方が力が強く、「火剋金」、つまり火が金を るが、その内でも特に、女が男を害す前者の方が、より一層悪い組み合 (因みに、 古くより十二支への五行配当は、巳午は火、申酉は金となっている。 四厄十惑ほどではないがよくない組み合わせとして、火どうし、 寅卯は木、丑辰未戌は土、子亥は水である。)五行説に依れば いずれも一方が剋されることになり不吉であ 「四厄」「十惑」計四組は、 (下図参照) 全て、男 火



を示す。説のどちらがより古いのかは、今の所不明である。左に、両説の対照表慮に入れている点が、特色となっている。「四厄重惑」説と「四厄十惑」べると、巳午申酉を総当たり的に組み合わせない点や、男女の性別を考べると、巳午申酉を総当たり的に組み合わせない点や、男女の性別を考以上の「四厄十惑」説は、『三世相太鑑』所載の「四厄重惑」説と比

				1	無十	· <u>河</u>	重	Д					
				[] 作	無関系)	ツ 目	惑	厄			四四		
酉と酉	申と申	午と午	巳と巳	酉と巳	午と申	申と酉	巳と午		午と西	٤		[厄重惑」説	
				4	無関系)	- 四ッ目	その他	十		<u>р</u> Л	y I		
				女酉 と 男酉	女申と 男申	女午と 男午	女巳 と 男巳	٤	女申 と 男巳	女午と 男酉	女巳 と 男申	[厄十惑] 説	

種の支が選定されているのだろうかということを問題にしたい。を設けている、という点は一致している。そこで、次に、何故この四らのの、十二支の内の巳申午酉を本命とする男女にのみ、縁組み上の禁さて、「四厄重惑」説と「四厄十惑」説には前述のような差異がある

の支にこのような禁忌がある理由として、日野寿一氏は「男女相性」の中で、五行の火・金に当たっている四つ

は、今の所得られていない。 は、今の所得られていない。 は、今の所得られていない。前に述べた丙午と庚申も火と金に關する迷信である。 火と金を忌んだのであろう。火と金を敬遠したのは獨り四厄重惑の 火と金を忌んだのであろう。火と金を敬遠したのは獨り四厄重惑の 来て・辻斬り・強盗等の劒難とが民衆から最も恐れられていたから なが思うに、當時江戸では水害が少く、火事の火難と、武士の斬り

右のような見方もある一方で、江戸時代後期の辞書『諺苑』(寛政九

する。「当梁年」という禁忌と似ているということを指摘している。次に引用「当梁年」という禁忌と似ているということを指摘している。次に引用〔一七九七〕年序、太田全斎編、写本〕では、「四悪十悪」説が中国の

がなされている。次に引いておく。 「護苑」を増補して成った『増補俚言集覧』の中巻(明治三二年刊、 フ四ト十トヲ忌ニアラズ 禮記ニ子卯不樂ノ語アレハ俗忌ノ来ルト フロ尚シ 儀礼士喪礼不辟子卯 注子卯桀紂亡日凶事不辟吉事闕焉 「護苑」を増補して成った『増補俚言集覧』の中巻(明治三二年刊、 『諸本』を増補して成った『増補俚言集覧』の中巻(明治三二年刊、 『お本』を増補して成った『増補理言集覧』の中巻(明治三二年刊、 の工二年と俗忌アリ 言鯖云俗以;;子午卯酉 | 爲;;當 - 梁 - 年 | 嫁 - 上頼 の工二年と俗忌アリ 言鯖云俗以;;子午卯酉 | 日二中ルヲ忌ナリ

吉事闕焉とあれば俗忌の來ること尚し 一本學 【養禮士喪禮】不」辟二子卯 注、子卯桀紂ノ亡日凶事不」辟 「如四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌にハあらす 【禮記】子卯 「中四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌にハあらす 【禮記】子卯 「中四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌にハあらす 【禮記】子卯 「中四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌に八あらす 【禮記】子卯 「中四四と十とを忌て丑寅の四と十とを忌に八あらす 【禮記】子卯 「一本」

第七巻(昭和三三年刊、諸橋轍次編、大修館書店)では、これらの記事中にみえる「當梁年」という語について、『大漢和辞典』

不1.相見1、唐禁2之。事、婚聚〕俗以1.子午卯酉年1、謂1.之當梁年1、其年娶2婦、舅姑婦、舅姑不1.相見1、蓋禮無2所2據、亦請1.禁斷1。〔海録碎事、人婦、舅姑不1.相見1、蓋禮無2所2據、亦請1.禁斷1。〔海録碎事、人信)

言い伝えられ残っていた可能性は高いと思われる。『言鯖』が「當梁年」を取り上げていることから、この俗忌が清代までという用例を挙げている。それらは共に宋代の古い記述であるが、清の

『諺苑』や『増補俚言集覧』では、「四悪十悪」が「當梁年」と似てい|

よ り 一 ŋ であり、 という点が共通しており、しかもその四支のうちの二支 が重なっている。また「當梁年」で忌む子午卯酉は、ちょうど三支おき  $\widehat{+}$ るということを指摘しているが、「四悪十悪」をその原型たる「四厄重 四ツ目十月 四 惑した、 ・十という数と特に深い縁をもっている。 層高いといえる。十二支のうちで、巳午申酉を忌む 「四厄十惑」に置きかえてみるならば、「當梁年」との類似性は 子と卯・卯と午・午と酉・酉と子の距離を数えてみると、お互 子午卯酉を忌む「當梁年」とでは、共に四支のみを忌む (例えば子から四ツ目が卯、 卯から十目が子)の関係にあ (左図参照 (午・酉) まで 「四厄重

は



年」という俗忌の影響下に生まれた説である可能性がある。 これらのことから、 「四厄重惑」 「四厄十惑」 は、 共に中国の 「當梁

### ❷「四悪十悪」 説

ていったとみられる。「四悪十悪」説では、巳午申酉年生まれに限らず、 それら二説はやがてより単純で規則的な形の「四悪十悪」説へと変化し 「四厄重惑」 一説と 「四厄十惑」 説のどちらがより古いのかは不明だが、

全ての支の人に禁忌を設けているのが特色である。

もと仏典に基づく説ではないが、おそらくは俗説に権威を持たせるため 瞋恙・邪見を指す。「四厄重(十)惑」や「四悪十悪」の俗説は、もと 作る十種の罪悪、殺生・偸盗・邪淫・妄語・両舌・悪口・綺語・貪欲 に仏教語を借り来たったものかと考えられる。「四厄」とは、 軛・見軛・無明軛のことをいう。また「十悪」とは、身・口・意の三業が 尚、 「四軛」を指し、 仏教語をその名称の中に流用したのではないかと思われる。 「四厄重(十)惑」の「四厄」と、「四悪十悪」の「十悪」は、 人間の身心を苦に結びつける四種の煩悩、 おそらく 欲軛・有 共

で)と十目(卯から子まで)であるものを一対とする。 うに、一方からもう一方までを数えて、それぞれ四ツ目(子から卯ま かる。一方の系統は、 せを忌むというものである。二支の組み合わせ方は、例えば子と卯のよ さて、 調べてみると、 十二支を二支ずつ組ませ、 「四悪十悪」説には二つの系統があることがわ その計六対の組み合わ

卯との組み合わせと、 支を共に忌むというものである。例えば子年の人にとっては、四ツ目の もう一方の系統は、十二支の各支から数えて、四ツ目の支及び十目の 十目の酉との組み合わせとを、 両方避けるべきと

代の資料を示すことにする。 べき支が二つずつ存在する)をBとし、 忌むべき支が一つずつ存在する)をA、後者(一つの支にとって、忌む これら二系統のうち、 仮に、 前者(一つの支にとって、 ABそれぞれについて、 江戸時 組み合わせを

 $_{\left( 1\right) }^{A}$ 『女要珠文庫』(角書 寺田絮柳編) の頭書部分より 「湖月文章万用宝訓」、享保六〔一七二一〕

四悪十悪の事

ひつしのとしと たつのとし

さるのとしと いのとし

A (4) A (3) A (2) 頭書部分より 部分より 長のとしと ねのとしとりのとしと 悪智 し<sub>14</sub> むまと 同四悪十あく 同四悪十悪の相生 とらのとしと とりのとしと むまのとしと 也 いづれも同じくりやうなり ゐねうしとらうたつ是十ヲめ也 四あく十あくとて此相性をきらふ也 さるのとしと ひつしの年と かくのことくむまれとしのゑんむすびいむへし いぬのとしと とらと とりと いぬと 【女要福寿台】(天明五〔一七八五〕年刊、 『女用智恵鑑宝織』 (明和六〔一七六九〕年刊) 『森羅万象要字海』(元文五〔一七四○〕年刊、時枝左門編)の 見分夫妻の契あるべし(1) ゑんありともくぜつたへずものことさわりあるへし よく いのとしと ミのとしと たつと いと うと うしと ミ ね うしのとし ミのとし うのとし ねのとし うのとしとしと うしのとし<sup>(3)</sup> 又たつよりミむまひつし是四ツめ よく ( ~見合せ此相性をいむへし くりやうひつしさるとりいぬ 高田政度編) かならすわざわる の頭書部分より の頭書 A (5) A (6) 池田東籬亭編)の頭書部分より 二)年刊、岡田玉山編)の頭書部分より 寅卜巳 午上卯 未ト辰 四悪十悪之事 これ四悪十悪とて此相性 大ニきらふ事なり 操やう○ひつしさる とらとミ むまとう ひつじとたつ 四悪十悪の事 とりいぬいねうしとらうたつ是十ヲめ也 いぬのとしと しかれども 慎 ふかくまことの 心 有人ハけつく中よく繁昌 する也 (エシ) くありといへ共 慎 ミふかくまことの 心 ある人ハ結句中よく繁 昌いてありといく共 慎 ミふかくまことの ごろ 此むまれどしの縁むすひハいむといへども世にしぜんと此ゑん紐多 る是四ツめなり いづれもくりやう同し事なり 寅のとしと とりのとしと むまのとしと さるのとしと ひつじのとしと ○四悪十悪の事 此むまれ年の縁むすびハいむといへども世に自然と此ゑん組ま、有い 『女雑書教訓鑑』(角書「女子教誡日用重宝」、文化九〔一八一 『女寺子調方記』 (角書「童女専用」、文化三〔一八〇六〕年刊: 能々見合いむべし(16) 申卜亥 戊卜丑 酉卜子 さるといと いぬとうしと とりとねと うしのとしと 辰のとしと 子のとしと うのとしと ミのとしと いのとしと 又たつミむまひつじとな 此相性 大ニワろ

す る 也<sup>[7</sup>

A (7) **『女古状揃園生竹』(文政五〔一八二二〕年刊、** 高井蘭山編)

頭書部分より

△未と辰 申と亥

酉と子ね 寅とこ 午』 と 卯っ 戌と記

男女此年にあたりて縁を組を十悪四悪四ッ目十目など、云ていむだは 日取吉凶の書に見る所なし 何者か云出たるのとのきのます。しょ ぎょしょう にまめ 後世のわざ也(18)

A (8) 『女実語教』(天保一五〔一八四四〕年刊)の頭書部分より

○四悪十悪の事

ひつじのとしと 辰のとしと

むまのとしと さるのとしと うのとしと いのとしと

寅のとしと とりのとしと ミのとしと 子のとしと

いぬのとしと うしのとしと

これ四悪十悪とて此相性 大ニきらふ事なり る是四ツめなり いづれもくりやう同じ事なり とりいぬいねうしとらうたつ是十ヲめ也 又たつミむまひつじとな 能々見合いむべし(9) 操やう○ひつじさる 此相性 大ニワろ

A (9) 『宝暦大雑書万々歳』(安政二〔一八五五〕 年刊)より

[六十九] 男女あいしやう四悪十あくの事 ひつしの年と さるのとしと

むまの年と

とりの年と たつの年と

とらの年と

いのとしと うのとしと

いぬの年と

ミのとしと うしの年と

A (10) 『明玉雑書暦』(刊年不明)の頭書部分より

ねのとしと

○ふうふ四悪十悪

ひつじの年と たつの年と

さるのとしと いのとし

の

むまのとしと うのとし

とりのとしと ねのとし

うしのとし ミのとし

て四う目十う目を忌む人あり」も、系統Aを指すと思われる。A⑴にあ (10)の他、 以上⑴~⑽に示された二支ずつの組み合わせは全て一致している。⑴ 也 あくとて大にきらふ也 おとこひつじにても女ひつじにても同じ事 とらのとしと たとへばひつじの年のおとこひつじさるとりいぬいねうしとらうた いぬのとしと つと十ヲめなり 此たつミむまひつじと四ツめなり 是を四あく十 余ハなぞらへしるべし 『三世相太鑑』にある「俗に四悪十悪とて年より年まで数へ 四ツちかい十ヵちがいの事にあらず(ユ!)

B (1) である。 『倭節用集悉改大全』(文政九〔一八二六〕年刊、 次にBに関する例を挙げる。 俟野通尚編)

る「四ツちかい十ヲちがいの事にあらず」とは、系統Bを否定する表現

頭書部分より

四悪十悪之事 図 1 (同心円状の図あり)】

中は本命

黒は四悪 外は十悪

子の年の人は卯四悪酉十悪 年又は方位日時迄諸事 障 出来易し 慎て吉 (空) 餘はなぞらへしるべし 縁談に限ず

B (2) 『女古状揃』(角書「教諭必用」、天保五〔一八三四〕 年刊、 堀原

:編)の頭書部分より

十干十二支男女相性 之吉凶 并 四悪十悪之事じっかんじょ にしなんじょうじょうの きっけうをおびにし もくじょうくの こ

(十干の部分は省略)

ねのとしの人ハ午七ッめニて吉

辰戌四あく十悪也の四四の四悪十悪也の年の人の未七ッめ

丑さ

寅とらの年の人ハ申七ッめ

うのとしの人い下雪に日亥四悪十あく也

辰 たつのとしの人ハ戌七ッめ 年子四あく十あく也 小 うのとしの人ハ午酉七ッめ

未うし四悪十悪也

已

Fり こうり へい子 ごッ り寅申四あく十悪也

辰戌四あく悪十悪也

未ご

未のとしの人ハ丑七ッめ

さるの年の人ハ寅七ッめ

巳亥四悪十あく也

申 š

とりの年の人ハ卯七ッめ

酉り

大く いぬの年の人ハ辰七ッめ 年子四あく十悪也

丑未四あく十あく也

亥 ゐのとしの人ハ巳七ッめ

寅申四悪十あく也(33)

四目十目」という名称

う名称を以てこの説を呼んでいる。

明治期以降の辞典類では、「四悪十悪」ではなく「四目十目」とい

A・B両説の内、現在まで残っているのはBの方である。ただ

以上、

四悪なり

未よりいぬハ十あくなり

七才ひつじ年の女を十悪といふ也

、よく~~恐れつ、しむべし すなはち丑どしより戌どしハ

十目」という四字熟語は見当たらなかった。「四目「四ツ目」や「十目」という言葉が使われていることはあっても、「四目「四ツ目」や「十目」という言葉が使われていることはあっても、「四目が、前章で挙げた江戸時代の雑書中の「四悪十悪」の解説文に於いては、現行の辞典類には、「四目十目」という項目を立てているものがある現行の辞典類には、「四目十目」という項目を立てているものがある

また、前出書『増補俚言集覧』巻下(明治三三年刊)の「よ」の部に

は、

四目十目 之部四悪十悪の條に詳也(窒)

とあり、それを受けて巻中「し」の部に、

四悪十悪の日十目とも云(以下略)

とあるが、その稿本である『諺苑』(寛政九〔一七九七〕年序)の「四

いる。以下に①~5としてその例を挙げることにする。 みられず、その代わり「四目十目」という言葉が項目として立てられての辞典をみると、見出し語に「四厄重(十)惑」・「四悪十悪」はまずの辞典をみると、見出し語に「四厄重(十)惑」・「四悪十悪」はまずの辞典をみると、見出し語に「四同重(十)惑」・「四悪十悪」はまずの辞典をみると、見出し語に「四目十目」という言葉が普及したのは、明治期 - 悪十 - 悪」の頃には「四目十目とも云」の一文は無い。

① 『古今俚諺類聚』(明治二六年刊、岡本経朝編、大倉書店・丸善書

○四目十目の男女は飽がくる。 よめとをめ なだは まき (26)

② 『古今俚諺大全』(明治四〇年六月五日発行『滑稽新聞』第一四〇号

附録、馬角斎編)より

四目十目七つ目

四目十目の女には飽きが來る

ニハ飽キガ來ルともいふ。 夜目遠目の諺より移りしなり。四メ十メ七ツメとも、四メ十メノ女 で目遠目の諺より移りしなり。四メ十メ七ツメとも、四メ十メノ女 「四メ十メ」夫婦の齢の三つ違ひ、九つ違ひは夫に仇するとて忌む。 ③ 『諺語大辞典』(明治四三年刊、藤井乙男編)より

夜目遠目の男女は飽が来る。四日十目。〔結婚の年齢に四つ目と十目を忌む〕四日十目。〔結婚の年齢に四つ目と十目を忌む〕

. 四目十目(夜目遠目) <sup>(3)</sup> 5)『岩磐文化』第一輯(昭和七年刊)所収「福島県の俚諺」より

この「夜目遠目」の諺は、江戸時代にはこれを題に用いた黄表紙や浄のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。本来ならば「四ツ目十目」と呼ぶべき所を、明治以降のが常であった。

郎編、金港堂書籍)に、用いられたものである。例えば、『俚諺辞典』(明治三九年刊、熊代彦太明いられたものである。例えば、『俚諺辞典』(明治三九年刊、熊代彦太瑠璃が作られるほど広く親しまれていた諺であり、明治以降も引き続き

夜目遠目笠の中。

醜婦も、美女と見え、悪人も善人と見ゆるをいふ。夜目とて夜見

けれ」歐陽公の詩に「紅粉尤宜」燭下看」。」『吾吟我集』「つき山の石燈籠の夜目遠目かさの中こそをくゆかしけ難し。又人の笠にて蔽へる時は特に美醜を判定しがたきなり。るときと、遠目とて遠方より見るときは、物の眞偽を判然と見分

夜目遠目の男女は飽が來る。

に、瑕ある所判然見えて、自ら厭氣を生ずとなり。(ヨ)を目遠目で見たる時は、美なるが如くなれども、其接近して見る

とある。

『故事ことわざ辞典』から左に引用する。 鈴木棠三・広田栄太郎編、東京堂出版)などの辞典に引き継がれた。 この説明は第二次世界大戦後も、『故事ことわざ辞典』(昭和三一年刊、 この説明は第二次世界大戦後も、『故事ことわざ辞典』(昭和三一年刊、 とほどあげた③は、管見に入る限りで、「四目十目」という言葉が

をいう。どちらかの年齢から数えて、四年目ということで、結局は三歳違いどちらかの年齢から数えて、四年目ということで、結局は三歳違いといって忌む迷信。「夜目遠目」から変化したことば。四目=男女四目十目 【意味】三つ違い、九つ違いの男女の縁組は不縁になる四日十目

への終り(1917) ○四悪十悪 ○四悪十悪の年廻りは縁組【参考】四目十目七つ目 ○四悪十悪 ○四悪十悪の年廻りは縁組

みの禁物(岡山)

などにもある。 (平成四年刊、鈴木棠三編、創拓社)小学館)、『新編故事ことわざ辞典』(平成四年刊、鈴木棠三編、創拓社)、『絵書ことわざ大辞典』(昭和五七年刊、尚学図書編、宗三編、東京堂)、『絵書ことわざ辞典』(昭和三八年、鈴木これとほぼ同じ内容の説明が、『俳説ことわざ辞典』(昭和三八年、鈴木

この俗信の名称「四目十目」に関与するにとどまっていると考えるべき一派生したものであるかのような印象も受けるが、「夜目遠目」の諺は、よっては、あたかも四ツ目・十目に関する俗信が「夜目遠目」の諺から以上、本章であげた明治以降の辞典の記事に依る限りでは、読み方に

この俗信そのものの源流が 影響を受け、 である。すでに本章以前の章で述べた通り、 の諺は大きな役割を果たしているといえる。 ことに注意したい。ただ、江戸時代以来の「四悪十悪」という呼称に代 る男女の組み合わせを忌む俗信は、 わり、「四目十目」という呼称が定着する過程においては、「夜目遠目\_ 「四厄重  $\widehat{\pm}$ 惑」説を母胎として生じてきたものである。 「夜目遠目」の諺にあるというわけではない おそらくは中国の 本命が四ツ目と十目に当た 「当梁年」の説の

# ●「四目十目」の迷信に対する批判

示すことにする。 のであるため、実害ありとされ、 詳の妄説ながら、現在それについて特に批判した書は見当たらない。 かし、これに対して、四ツ目・十目に関する説は禁忌を述べる性質のも 「七ツ目信仰」から派生した「七ツ目」に関する相性の説は、 批判されている。以下に⑴~⑷の例を 根拠不

この①を増補したものが、 (1) といふ至極尤もな結婚訓だつたものが脱線したのだといふことであ という俗諺があるところから、「夜目遠目で判斷してはいけない」 りまして、 中に會ひ遠くから見又は傘の内をのぞくと大抵の女が美人に見える、 及び九つちがひを嫌ふのですが、これは「夜目遠目傘の内」卽ち夜 夫婦の年齢のちがひについても、「四め十め」と言つて三つちがひ め」などはどれだけ丁度頃合の結婚を妨げてゐるか知れません。 [結婚訓] (昭和一六年刊、 イヤハヤお笑い草であります。 (2)である。 穂積重遠、 中央公論社) お笑草だけでない、 より

(2) 『結婚読本』(昭和二五年刊、穂積重遠、 および九つちがいを嫌う迷信があつて、關西方面にはまだ相當行わ 夫婦の年齢の開きについても、「四め十め」といつて三つちがい 中央公論社)

> 草だ。お笑草だけではない、「四め」などはどれだけちょうどころ う俗諺があるところから、そういう輕率な判斷はあぶない、という 遠くから見また傘の内をのぞくと大ていの女が美人に見える、とい れているようだ。これは「夜目遠目傘の内」、すなわち夜中に會い あいの結婚を妨げているか知れない。 應もっともな結婚訓が脱線したのだということで、イヤハヤお笑

して、 本の俗信第1巻 引用文中に、「關西方面」とあるが、②とほぼ同時期に刊行された 技報堂)には、 迷信の実態』(昭和二四年刊、 各地 (都市・農村・漁村) で採集した言い習わしと 文部省迷信調査協議会  $\overline{\mathbb{H}}$ 

編、

縁組の時四ツ十違いはいけない……神奈川

(農)

四・十違いの人と結婚するな……福島

四つ違は夫婦にならない……(青森

四つ違は死に別かれになる、生きて苦勞見る……宮崎(漁)

などが報告されている。四ツ目・十目に関する俗信は、 関西に限らず、

各地に残っているようである。

(3) 迷信・俗信」より 年刊、花田健治、 『迷信の知恵 縁起、タブー、ジンクスの実態をさぐる』(昭和五六 日本文芸社舵輪ブックス)の「恋愛・結婚に関する

◎縁組の時、四つ違い、十違いはいけない

昔から〝四つ目十目は相性が悪い〟といってこの年齢差の縁組は

敬遠されて来た。

ている。 が四十二歳、 四つ違いは死に別れる、というふうに語呂合わせ風に言われて来た。 また十違いの場合は、この年齢差の夫婦が年をとると、やがて夫 四つ違いの場合は 妻が三十三歳と、共に大厄の年を迎えるところから来 「四」=「死」という、 音の一致から出たもので

何の根拠もない。惑」という言葉からも来ているが、やはり語呂合わせ的なもので、惑」という言葉からも来ているが、やはり語呂合わせ的なもので、また、四つ違い、十違いを嫌うのは、五行相剋説の中の「四厄重

祥・白石浩一、双葉社双葉新書)より(明相世――科学的な配偶者のえらび方――』(昭和三九年刊、奈良林は「夜目遠目」と同じく近代になってから附会されたものと考えられる。語呂合わせや男女の厄歳と関連づけて説明しているが、このような解釈若の文章では、「四つ目十目」が忌むべきとされて来た理由について、

たほうがいいわよ」「ヨセはよしなさい。ヤメはやめておきなさい。トメはとめておい

れないということなのです。
はトメというわけで、この年まわりの男女は、結婚しても幸福になー――そうです、四つちがいはヨセ、八つちがいはヤメ、十歳ちがい親類のご老人が、まじめな顔で、そういったことはありませんか。いったい、何のことだと思います?あなたに縁談があったとき、

じている人が、まだ、かなりいるのです。上等の部類には入りません。それを冗談でなく、真剣に口にし、信四つだからヨセ、八つだからヤメなんて、洒落としても、あまり

して批判の対象である迷信の内容を紹介・説明する際に、また新たな迷難い。迷信を批判する上で最も避けねばならないことは、批判の前提と実像を把握した上での批判ではないため、充分な説得力を持つとはいいせ」「止め」にも通ずるものとして解釈されてもいることがわかる。せ」「止め」にも通ずるものとして解釈されてもいることがわかる。この記事によって、「四目十目」が現在、「夜目遠目」のみならず、「止

信を作り出してしまうことである。

# 「四悪十悪」説と方鑑

6

たことを述べた。つずつ(四ツ目の支と十目の支)設けているB説の方が後々主流となってがつ(四ツ目の支と十目の支)設けているB説の方が後々主流となっ仮にA、Bと呼び、そのうち、各支につき組み合わせを忌むべき支を二話題を戻すが、本稿「❷」では、「四悪十悪」説に二系統ありとして

ったのではないかという問題について考えたい。本章では、江戸時代後期において、B説を後押しする何らかの説があ

について論じた部分に、ら意見を述べ合う対話形式の書である。この中で「○夫婦齡違の法則」ら意見を述べ合う対話形式の書である。この中で「○夫婦齡違の法則」る種々の問題について、医者・僧・老人など種々の人物が各々の立場か『良姻心得草』(弘化〔一八四六〕年刊、津田義宗編)は、結婚に関す

ることがわかる。「四悪十悪」説そのものはのっていないが、それと関連の深い部分があ「四悪十悪」説そのものはのっていないが、それと関連の深い部分があ家相見の用いる、年々の方位の吉凶を記した書「方鑑」をみると、

位として、「大将軍」の座す方位がある。この「大将軍」は一般に、亥・一すとし、これを最も不吉な方位とする。この他に、これに次ぐ不吉な方方位、つまり北)には、「太歳神」が座すとし、この方位をその年最高方鑑によれば、毎年、その年の支が表す方位(例えば子年ならば子の方鑑によれば、毎年、その年の支が表す方位(例えば子年ならば子の

子・丑年には酉の方位に、 ら数えて四ツ目の方位も、併せて忌むべき不吉な方位であるという。 この新説によれば、 の年の支から十目に当たる支の方位に座す、と説いているものがある。 は卵の方位に、 以下に、その新説を紹介している記事を挙げる。 江戸時代後期の方鑑の中には、 申・酉・戌年は午の方位に位置するといわれる。ところ 「大将軍」の真向かいの方位、 寅・卯・辰年には子の方位に、巳・午・未年 新説と称して、「大将軍」が毎年そ つまりその年の支か

松浦久信編)巻上より 『方鑑精義大成』(角書 「家相/必用」、享和四〔一八〇四〕年刊、

# [図 2 ~ 7]

崇災 大 にして殺気克余り前後に隣る支の方迄崇禍有レ之叓を記すたりをふ きゅうちょう ザスコー よく きょうじょう これをごと しる を姫金神と唱す 是将軍位之方同對位之方の別號なりの記されます。 ほうどうくんの だったの たいのだい あるを以て三年塞とも云なり 年の宰相に喩へて三年に一度巡り移る事を云り 書に四仲に行て四孟に不り居と云は、しき、で、しき、をらすいる て四孟の支丑寅辰巳 未 申戌亥の方へ 巡 ざるの 趣 なりょす こことのここのことのことの かっかい あくら しゅうしゅ □右将軍方の所在凡旧説の例にてハ四仲の支子卯午酉に而已巡りできるとうだのだ。 まぐりをよをきささ 「ね」しょう \*\*\*\*\* \*\*\* カロギドラ のごまぐ て十二年に十二支の方を順行するの禁方則 大金神と唱し其向局 に中興叡山の輪藏より出たる由の書に載る所の一箇の方例ありる。ちゃっぱいである。 又大歳を天子に比し将軍を三輩たたのきい てんし ひ しゃうぐん 同向局の對殺方も准レー之 或 三年同方に 依て諸暦 且かっぱの(

□将軍位一名大金神方 悉く亡し終に家名滅亡に及ぶことぐ ほぼ つる かめいめつぼう をよ る事圖の如し 犯レ之則ハ種々横災競ひ起り且住主血脉の輩を interative information with the property with the second in th (割注)其年の當る支より十支目の方にあ

(中略)

#### (中略)

事圖の如し に人命を断の災あり □将軍對位 一名姫金神方 犯」之則ハ将軍殺に次で崇殺の気尖なりになるなける。 しゅうじんきつ つる たり きするご 且又職業大に衰ふるなりかっまたしょくげうをくぬ おとろ (割注) 其年の 當 支より四支目にある 光 不日

□将軍方旧説之所座

傳を載たる唐暦書初て渡りしなり でんのせ とうれきしょはじめ もた (33) を禁怖れたる事當事の金神方の如し (中略) 然に中興金神方

『方鑑図解』(角書「三元秘用」、天保二〔一八三一〕年刊、 松浦琴

#### より

(2)

大金神姫金神之説だいこんじんひめごんしんのせつ

對殺の位、 およぶ 大凶方にして是を 犯 バ種々の横災 競 起り血 脉 を 失 ひ家名滅亡にだけらけら 姫金神の 位 十ヲ目の支大金神の 位 なり 二神ともに歳破に 次 ssikus くらい りょう こだい こく こうしょ きょせっごく 載るところ大金神と云ハ俗説に曰 将 軍殺の 位 姫金神と云ハ 将 軍のす だいだけん じょ そくせつ じょしそうくんきつ くらじめにしん じょ しゃうくん なる事なし 五要竒書に 日 凡金神ハ納音を以て金に遇ふ 正殺とすとことうきしょ いれくずくりんじん きっかん もっかん あしゃうき の説にみへたり 等至ときハ金神殺をなす事能ず 深く恐れ忌さくべきの大凶方なりなが、ない。 なり 中昔より名稱を 改 設たりといへども其神ハ異 是元天罡の方位をさす 脩造万事忌ことなしと唐暦書· しゅそうばん じいむ 年々其歳の支より四ツ目の支 然ども天徳月徳九紫 の

大金神	
方酉	子歳
方戌	丑歳
方亥	寅歳
方子	卯歳
方丑	辰歳
方寅	巳歳
方卯	午歳
方辰	未歳
方巳	申歳
方午	西歳
方未	戊歳
方申	亥歳
	金神

将軍巡行についての新説の出典は、 右に引いた⑴・⑵によれば唐暦書の一種であるらしい。新説では 具体的に何という書か特定できな

34

いる。) ある年の支から十目にあたる将軍の位置する方位を、別名「(大) 方位を、 座す方位とよび、またその年の支から四ツ目に当たる将軍の向かいの 別名「姫金神」の座す方位とよぶ。 (①では年ごとに図示して 金神

と十目の支を共に忌むという一系統に収束していったことは、全く無関 通している。金神・姫金神の説が江戸時代後期に広まっていたことと、 準となる支から四ツ目に当たる支と十目に当たる支を併せて忌む点が共 ては、今後更に追究してゆきたい問題である。 係とは考え難い。 二系統あった「四悪十悪」説がこの時期に、基準の支から数えて四ツ目 右の方位の説も、 金神・姫金神の説の、 「四悪十悪」 説の一方 「四悪十悪」説への影響につい (B系統) Ŕ 共に、 ある基

## おわりに

来た。 どのような内容を持っていたのか、また、その内容に現在進行形でどの ような新しい解釈が付け加えられているか、という問題について述べて 現在の所謂 「四目十目」の俗信が、その発生当時の江戸時代において、

をより多く採集し分析することが必要と思われる。 い伝えを調査するだけでなく、 確認できた。今後、この俗信の本質を明らかにするためには、 ではなく、中国の五行説などとも関わるルーツを持つものであることが て「夜目遠目」の諺のもじりといったような単純な成り立ちによるもの くした。夫婦の本命の四ツ目同士、十目同士を忌むという俗信が、 れたことはほとんどなかったので、 従来、この俗信に関して、その実像を物語る江戸時代の資料が提示さ この俗信の江戸時代の文献中に現れた例 本稿では意識的に引用部の分量を多 現行の言 決し

#### 註

東京国立博物館所蔵の版本による。

1

- 2 日用寶」(大森利香・別府正子・鬼頭恵子翻刻)による。秋山光文氏ご教示の資 『生活文化研究所年報』第5輯(平成三年一一月刊)所載の「翻刻史料 女嗜
- 国立国会図書館所蔵の版本による。
- 狩野文庫所蔵の版本による。

4

3

- **『言鯖』(清、呂種玉撰)**
- $\widehat{\underline{6}}$ 5 『儀礼士喪礼』 (周公作ともいわれる『儀礼』 一七篇の内の一
- $\widehat{7}$ 『俚諺資料集成』第四巻(昭和六一年刊、大空社)による。

篇

「士喪礼」)

『唐会要』 (宋、王溥撰) 『俚諺資料集成』第七巻(昭和六一年刊、大空社)による。

9 8

- 『海録碎事』(宋、葉廷珪撰)
- 10  $\widehat{11}$
- 『稀覯往来物集成』第一六巻(平成九年刊、大空社)による!
- 12 前に「男女悪相生」と題された記事があるので、「同」とは「男女」を指す。
- 13 『節用集体系』第三○巻(平成六年刊、 大空社)による。
- $\widehat{14}$ 『往来物体系』第九四巻(平成六年刊、大空社)による。
- 『江戸時代女性文庫』第三三巻(平成七年刊、大空社)による。
- $\widehat{16}$   $\widehat{15}$ 『往来物体系』第九四巻(平成六年刊、 大空社)による。
- $\widehat{18}$ <u>17</u> 『江戸時代女性文庫』第九巻(平成六年刊、大空社)による。
- 謙堂文庫所蔵の版本による。書名・刊年が同じで頭書のない別書も存する。
- 謙堂文庫所蔵の版本による。

 $\widehat{20}$  $\widehat{19}$ 

- 『江戸時代女性文庫』第九巻(平成六年刊、大空社)による。
- $\widehat{21}$ 東京大学附属図書館所蔵の版本による。
- **『節用集体系』第六三巻(平成七年刊、** 大空社)による。
- $\widehat{23}$  $\widehat{22}$ 『往来物体系』第九三巻(平成六年刊、大空社)による。
- 謙堂文庫所蔵の版本による。
- 『俚諺資料集成』第八巻(昭和六一年刊、大空社)による。
- 『俚諺資料集成』第一一巻(昭和六一年刊、大空社)による。

 $\widehat{26}$   $\widehat{25}$  $\widehat{24}$ 

- 『ことわざ研究資料集成』第七巻(平成六年刊、大空社)による。
- 昭和五四年刊、日本図書センターの複製本による

 $\widehat{29}$   $\widehat{28}$ 27

- 『ことわざ研究資料集成』第一七巻(平成六年刊、 大空社)による。
- 『ことわざ研究資料集成』第一八巻(平成六年刊、大空社)による。
- 『俚諺資料集成』第一○巻(昭和六一年刊、大空社)による。

 $\widehat{32}$   $\widehat{31}$   $\widehat{30}$ 

『江戸時代女性文庫』第二八巻(平成七年刊、 大空社)による。

(34) 国立国会図書館所蔵の版本による。

(国立歴史民俗博物館リサーチアシスタント)



図1 『倭節用集悉改大全』312丁表(国立国会図書館所蔵の版本)

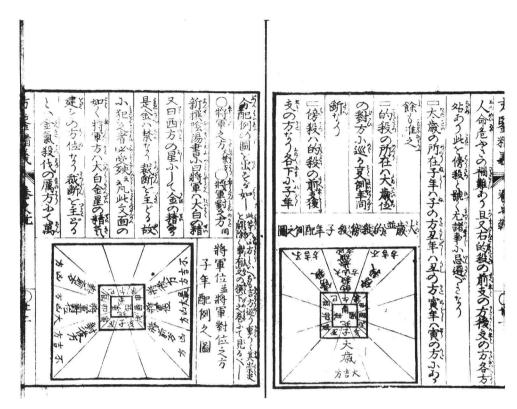


図2 『方鑑精義大成』巻上21丁裏・22丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

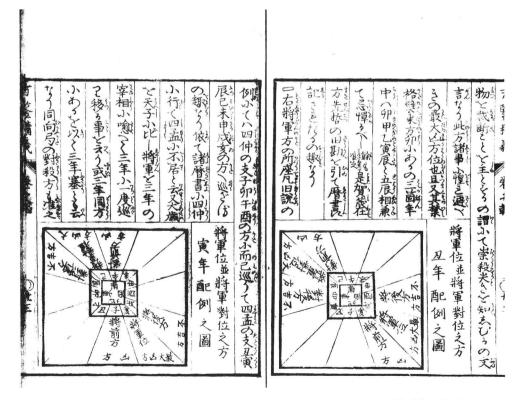


図3 『方鑑精義大成』巻上22丁裏・23丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

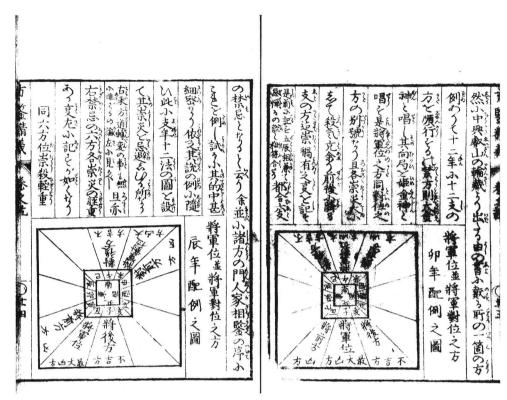


図4 『方鑑精義大成』巻上23丁裏・24丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

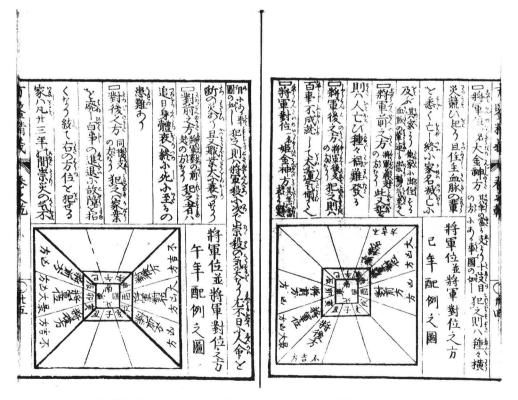


図5 『方鑑精義大成』巻上24丁裏・25丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

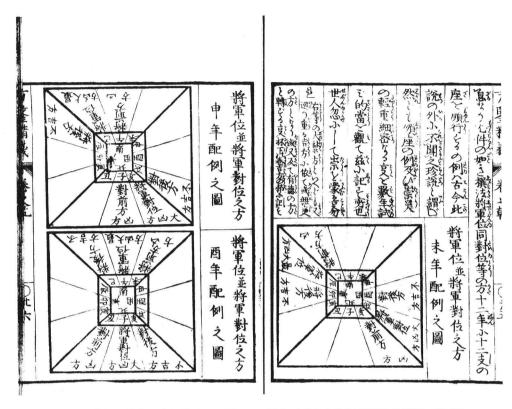


図6 『方鑑精義大成』巻上25丁裏・26丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

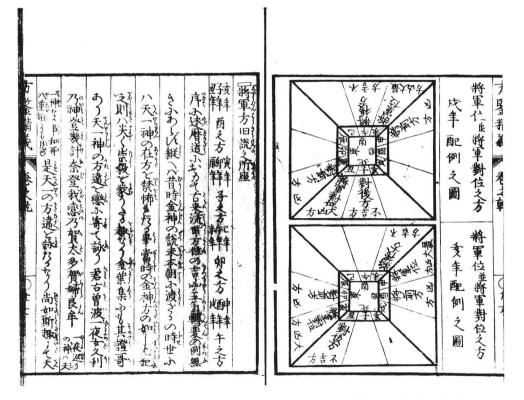


図7 『方鑑精義大成』巻上26丁裏・27丁表(東京大学附属図書館所蔵の版本)

#### Superstitions on the "Yotsume" and the "Tome" of the Chinese Zodiac Calendar

Agio, Naoko

Among many folk beliefs, the superstitions of the Chinese zodiac calendar have not been widely studied and many of their aspects are still unknown. In the previous article, I have discussed the "nanatsume" superstition during the Edo period, which says a seven year old difference makes for a good couple and a good omen for a happy marriage. At that time, it was also believed that a four, or a ten year old difference is evil and should be avoided for marriage. This paper explores these folk beliefs on the "yotsume" (the fourth) and the "tōme" (the tenth).

Although some authorities view that the taboo of the fourth and the tenth had developed along side of the positive belief on the seventh, they have an independent origin. According to previous research, the taboo originated the belief of "四厄重惑 shiyaku-jūwaku" during the middle Edo period. Playing upon words, it was also called as "四悪十悪 shiaku-jūaku", meaning that the figures of fourth and tenth bring a misfortune. My study reveals that another proverb, "四厄十惑 shiyaku-jūwaku" also led to the "四悪十悪 shiaku-jūaku". These superstitions may have developed under Chinese influence.

The research shows that the taboo was interpreted in two different ways during the Edo period. One is to have a single tabooed zodiac, either the fourth or the tenth, and another sees both as taboo. The latter gained a greater popularity and is still in practice today.

Current dictionaries generally call "四悪十悪 shiaku-jūaku" as "四目十目 yome-tōme". This is because the forbidden "yotsume" and "tōme" in the belief of "四悪十悪 shiaku-jūaku" was connected to a closely pronounced proverb of "夜目遠目 yome-tōme" during the Meiji era and finally comes to be written as "四目十目 yome-tōme". Again, a combination of sounds played a key role in the development of superstitions and the nomenclature.

The "yotsume" and the "tōme" beliefs produced a wide range of superstitions not only for zodiac calendar year but also for zodiac system of direction. During the Edo period, it was widely believed that the fourth and the tenth zodiac direction of a given year are evil. Future research will shed light on the relationship of the folk belief of the zodiac direction and the "四悪十悪 shiaku-jūaku".